

治水

発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区麹町4丁目8番26号 ロイクラトン麹町
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664
ホームページ <http://zensuiren.org/>
お問い合わせ zensuiren@k2.dion.ne.jp
編集・発行 椿本和幸



平成 29 年度 水防月間ポスター

● 目 次

「平成 29 年度 新規事業(治水)等について」	2
阿武隈川河口部復旧・復興事業完成式の報告	6
水防月間について	9

「平成 29 年度 新規事業（治水）等について」

国土交通省水管理・国土保全局治水課

1. はじめに

昨年は、台風や前線により各地で水害が発生した。中でも、8月に相次いで発生した台風により、北海道では一級水系の支川などの国管理区間において、4河川で堤防が決壊し5河川で氾濫が発生するとともに、道管理河川等においても、5河川で堤防が決壊し73河川で氾濫が発生した。また、東北地方の県管理河川（岩手県、青森県、宮城県）では、12水系20河川で浸水被害が発生するなど、甚大な被害が発生した。

一方、石狩川で発生した8月20日～23日の洪水では、大雪ダムなど石狩川流域の7基のダムで約1.2億m³を貯留し、これまでに実施してきた河川整備の効果が相まって、浸水被害を大幅に軽減するという効果も確認された。

防災・減災の観点から治水対策を進めていくことは非常に重要なことであり、地域の安全・安心を確保するため、計画的な治水対策を着実に実施する。また、災害が発生した地域においては、再度の災害を防止するための治水対策を緊急的・集中的に実施する。以下では、平成29年度に、新たに着手する事業等について紹介する。

2. 緊急的な治水対策

洪水により被害を受けた河川については、再度の災害を防止するため、浸水戸数等について一定の基準を満たす河川について、短期間での集中投資による事業を緊急的に実施し、浸水被害の軽減を図ることとしている。北海道や岩手県においては、平成28年8月の一連の台風に対し、緊急的な治水対策を実施している。また、鳴瀬川、不老川や八田川・地藏川においては、平成29年度から床上浸水被害の解消を目的に事業を実施する。

●北海道緊急治水対策プロジェクト【北海道】

北海道では、平成28年8月17日から31日まで

の2週間に、3つの台風の上陸、1つの台風の接近により道東を中心に記録的な大雨となり、十勝川や常呂川、空知川などで堤防が決壊したことなどにより、多くの家屋浸水、農地浸水、道路冠水、橋梁損傷などが発生した。

このため、大きな被害を受けた北海道内の河川を中心に、関係機関が連携して、ハード・ソフトが一体となった緊急的な治水対策を、「北海道緊急治水対策プロジェクト」として平成28年度より実施している。

【事業概要】

〈ハード対策〉

災害復旧に加え、再度災害防止を目的とした堤防整備や河道掘削等を、平成31年度を目途に緊急的・集中的に実施する。併せて、掘削土を農地復旧に活用し、被災地域の早期復旧・復興を図る。

実施河川：十勝川水系、常呂川水系など、計27水系
（国・道管理河川）

事業内容：堤防整備、河道掘削、護岸整備 など
実施事業：河川災害復旧事業、河川災害関連緊急事業、河川災害復旧等関連緊急事業 など

〈ソフト対策〉

住民の避難を促すソフト対策として、国管理河川における洪水情報のプッシュ型配信の推進等を、関係機関と連携して実施する。

今後、各一級水系の道管理区間に加え、二級水系においても協議会を設置し、中小河川も含めた減災対策の検討・取組を進める。



写真-1 台風第10号による浸水被害の状況（空知川）



写真 -2 台風第 11号及び台風第 9号による浸水被害の状況 (常呂川)

●岩手県管理河川における緊急的な治水対策【岩手県】

平成 28年 8月の台風 10号により、岩手県沿岸部を中心に記録的な大雨となり、小本川(岩泉町)などで甚大な浸水被害が発生した。このため、緊急的な治水対策として、河川激甚災害対策特別緊急事業、河川災害関連事業及び河川災害復旧等関連緊急事業等を概ね 5年間で実施し、再度災害の防止を図る。併せて、住民の円滑かつ迅速な避難を促すためのソフト対策を関係機関と連携して実施する。

【事業概要】

〈ハード対策〉

実施河川：小本川水系など、計 18水系(県管理河川)

事業内容：堤防整備(輪中堤・連続堤)、河道掘削、護岸整備 など

実施事業：河川災害復旧事業、河川災害関連事業、河川激甚災害対策特別緊急事業、河川災害復旧等関連緊急事業 など

〈ソフト対策〉

住民の避難を促すソフト対策として、水位周知河川の指定や水害リスク情報の周知等を関係機関と連携して実施する。

小本川においては、土地利用の状況等を踏まえ、輪中堤の整備と併せて土地利用に一定の規制をかけることにより、効率的に治水対策を実施する。



写真 -3 台風第 10号による浸水被害の状況 (小本川)



写真 -4 台風第 10号による浸水被害の状況 (小本川)

●鳴瀬川床上浸水対策特別緊急事業、吉田川床上浸水対策特別緊急事業【宮城県大和町等】

平成 27年 9月関東・東北豪雨により、落合基準地点において観測開始以来、最高水位を観測し、吉田川沿川では床上浸水 148戸・床下浸水 138戸の甚大な被害が発生した。

このため、床上浸水対策特別緊急事業により、河道掘削や遊水地の整備等を行い、早期に浸水被害の解消を図る。

【事業概要】

〈直轄事業〉

事業内容：河道掘削、築堤、遊水地整備 等

全体事業費：約 128億円

事業期間：H29～H34

〈補助事業(宮城県)〉

事業内容：河道掘削、築堤、護岸 等

全体事業費：約 64億円

事業期間：H29～H33



写真 -5 平成 27年関東・東北豪雨による浸水被害の状況 (吉田川)

●不老川床上浸水対策特別緊急事業【埼玉県狭山市等】

平成 28 年 8 月 22 日台風 9 号による豪雨で、一級河川荒川水系不老川流域にある埼玉県入間市の大森調節池雨量観測所において、「最大 3 時間雨量が既往最大」となる記録的な大雨となり、不老川中上流部の未改修区間において、甚大な家屋浸水被害が発生した。

このため、床上浸水対策特別緊急事業により河道拡幅や橋梁架替等を行い、早期に浸水被害の軽減を図る。

【事業概要】

〈補助事業(埼玉県)〉

事業内容：河道拡幅・護岸・橋梁架替・調節池、用地補償等

全体事業費：約 83 億円

事業期間：H29 ～ H34



写真 -6 台風第 9 号による浸水被害の状況(不老川)

●八田川・地蔵川床上浸水対策特別緊急事業【愛知県春日井市等】

平成 23 年 9 月 20 日台風 15 号による豪雨によって、愛知県の尾張東部を中心に記録的な大雨となり、八田川・地蔵川の立体交差部において、床上浸水 99 戸・床下浸水 30 戸の甚大な被害が発生した。また、平成 24 年以降も、平成 25 年、26 年に床上浸水被害が発生しており、被害が頻発している。

このため、床上浸水対策特別緊急事業により河道整備や排水機場整備等を行い、早期に浸水被害の軽減を図る。

【事業概要】

〈補助事業(愛知県)〉

事業内容：〈八田川〉河道整備、橋梁改築等
〈地蔵川〉排水機場整備等

全体事業費：約 96 億円

事業期間：H29 ～ H33



写真 -7 平成 23 年台風第 15 号による浸水被害の状況(八田川)

3. 抜本的な治水対策

気候変動等に伴う水害の頻発・激甚化に対応し、地域の安全を確保するため抜本的な治水対策を実施することが非常に重要である。平成 29 年度は、鳴瀬川総合開発事業について、実施計画調査段階から建設段階に移行する。

●鳴瀬川総合開発事業【宮城県加美郡加美町】

鳴瀬川沿川の洪水被害の軽減、水需要への対応や濁水被害の軽減を図るため、加美郡加美町に、洪水調節、流水の正常な機能の維持、かんがい用水の補給、発電を目的として、筒砂子ダム(既設)の容量再編(治水専用化)を実施する。

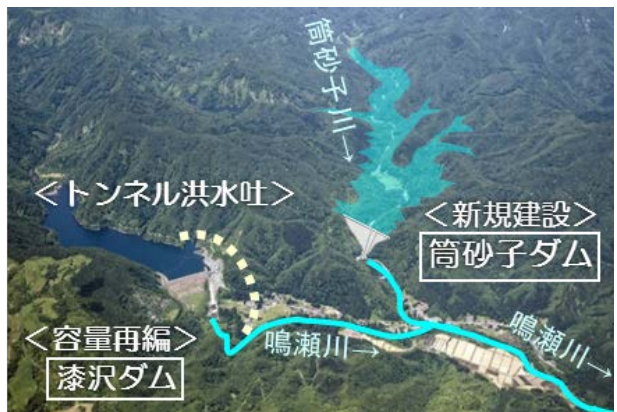


写真 -8 完成イメージ(鳴瀬川総合開発事業)

4. 新規予算制度等

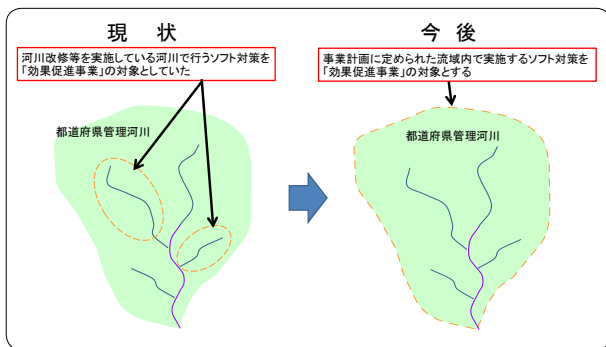
●「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組の強化 (社会資本総合整備)

平成 28 年 8 月に北海道・東北地方を襲った一連の台風による甚大な被害を踏まえ、都道府県管理河川における「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を加速することとした。具体的には、各地域において河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する取組を進めているところである。

都道府県や市町村が行う取組については、防災・安全交付金の広域河川事業、総合流域防災事業等の「基幹事業」の対象として築堤、河道掘削等のハード対策を支援し、「基幹事業」を実施している河川で行うハザードマップ、防災マップの作成、防災教育、水防訓練、避難訓練等のソフト対策を「効果促進事業」の対象として支援してきた。

しかし、現状では、同じ協議会の地域内で実施するソフト対策であっても、「基幹事業」を実施していない河川におけるソフト対策は「効果促進事業」の対象としないことから、流域内で行うハード・ソフト対策を一体的・計画的に進められない場合があることも想定される。

そのため、今般、協議会等を設置し流域内のハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する具体的な取組方針等を策定した上で、当該取組方針等に定められたソフト対策を「基幹事業」の事業計画等に記載する場合は、当該ソフト対策を「効果促進事業」の交付対象とすることとした。



●床上浸水対策特別緊急事業の拡充

近年、降雨が局地化・集中化・激甚化しており、各地で浸水被害が頻発している。特に、用地等の制

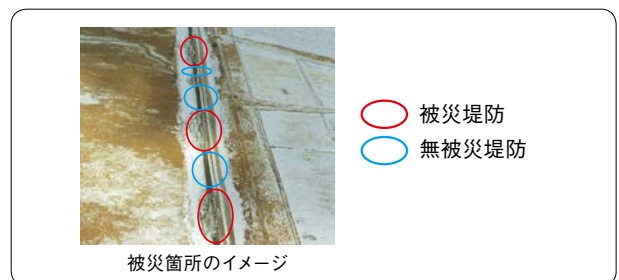
約が大きく、降雨が河川へ流出しやすい市街地においては、通常の河川改修のみでは対応が困難であることから、流域での貯留・浸透施設の整備による流出抑制対策をあわせて実施することが有効である。

局地的な大雨による市街地等での効果的な浸水対策の推進を図るため、床上浸水対策特別緊急事業の補助対象に、市町村等が行う流域での貯留・浸透施設の整備を新たに追加する。

●河川大規模災害関連事業の拡充

昨年発生した熊本地震では緑川・白川水系の国管理河川において堤防等に多数の変状が生じ、災害復旧事業により堤防等の復旧を実施している。

この震災を契機として、大規模な地震により甚大な被害が発生した際に、再度災害防止のための堤防の耐震対策を災害復旧と一体的に実施するため、被災堤防の復旧箇所と接続する土質状況が同様のぜい弱な堤防の耐震対策について、河川大規模災害関連事業の対象に追加することとした。



※平成 29 年度 水管理国土保全局関係予算配分概要は、連合会ホームページの 3 月 31 日付け新着・お知らせをご覧ください。

阿武隈川河口部復旧・復興事業完成式の報告

国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所

1. はじめに

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震（以下、「東日本大震災」という。）に伴い、北海道から沖縄の広い範囲で津波が観測され、東北地方の太平洋沿岸地域を中心に壊滅的な被害となったほか、国が管理する阿武隈川河口部堤防など河川管理施設も甚大な被害を受けました。

このため、国土交通省東北地方整備局では、被害を受けた河川堤防等の復旧復興事業を震災直後から進めてきました。

本稿では、東北地方整備局仙台河川国道事務所が管理する阿武隈川河口部で実施している復旧・復興事業の概要及び平成 29 年 3 月 4 日に行われた完成式について報告します。

2. 阿武隈川河口部の復旧復興事業の概要

阿武隈川は、その源を福島県西白河郡西郷村の朝日岳に発し、荒川等の支川をあわせて福島県の中通り地方を北流し、宮城県に入り白石川等の支川をあわせて太平洋に注ぐ幹線流路延長 239km、流域面積 5,400km²の一級河川です。〈図-1〉



〈図-1〉阿武隈川位置図

東日本大震災における地震及び津波により、宮城県内の阿武隈川における河川管理施設は、角田市枝野地区における液状化による堤防の大規模な沈下など 57 箇所被害を受けました。また、河口部においては津波により、亶理町荒浜地区の河川堤防や岩沼市寺島地区の新浜水門など 9 箇所が被害を受け、被害のあった延長約 5km を復旧・復興の対象区間とし〈図-2〉、地域の震災復興計画と整合を図りながら、海岸堤防と一連となって効果を発揮するよう震災直後から進めてきました。



〈図-2〉復旧・復興事業の範囲

【河口部堤防高設定の考え方】

- 河口部の河川堤高は、海岸堤防高と整合を図りながら、洪水、高潮、津波（施設計画上の津波）に対して必要とされる堤防高のうち最も高い堤防高を区間毎に設定しました。〈図-3〉
- なお、「最大クラスの津波」については、津波防災まちづくり等と一体とした減災を目指します。

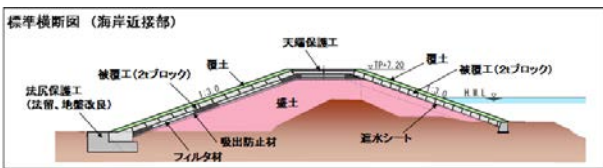


〈図-3〉新旧堤防高の比較

【河口部堤防構造の考え方】

- 設計値を超える巨大な津波が来襲しても堤防が決壊するまでの時間を少しでも引き延ばすよう、左右岸ともに河口から距離標 0.4km までの区間におい

てコンクリート 3 面張り構造を採用しています。〈図 -4〉



〈図 -4〉 3 面張り構造概略図

3. 阿武隈川河口部復旧・復興事業完成式の開催

「安全・安心」なまちづくりの基盤となる阿武隈川河口部堤防の復旧・復興事業については、一連区間で計画の高さである T.P.+7.2m を確保できる見通しとなったことから、平成 29 年 3 月 4 日に「阿武隈川河口部復旧・復興事業完成式」を岩沼市民会館において開催しました。

式典には、石井啓一国土交通大臣や菊地岩沼市長、齋藤亘理町長、ほか沿川首長、用地を提供いただいた地域の方々など約 150 名のご出席のもと、地元亘理町で活動している「伝統文化保存 道岳館」の勇壮な太鼓によるオープニングの後、開式しました。〈図 -5〉



〈図 -5〉 伝統文化保存 道岳館によるオープニング

冒頭、東日本大震災で犠牲になられた方々へ黙祷を捧げた後、石井国土交通大臣はじめ主催者が挨拶を行うとともに、来賓の西村衆議院議員や井上衆議院議員、宮城県副知事から祝辞をいただきました。〈図 -6〉

【石井国土交通大臣挨拶要旨】

震災から 6 年、地域一丸となって復興を成し遂げようとした力を尽くされている皆様に改めて敬意を表します。阿武隈川の堤防の完成が地域の復興や地方創生のさらなる加速につながるとともに、皆様方に親しまれる空間になることを期待しております。

【菊地岩沼市長挨拶要旨】

市の道路嵩上げや今回の阿武隈川堤防整備等により治水安全度が高まり、岩沼市東部地域の市民が安全安心に住める環境が整うことになります。市としても残りの復興事業を国県と一体となって進めて参ります。

【齋藤亘理町長挨拶要旨】

阿武隈川の河川堤防が完成することは住民の安全安心を確保するうえで本当に喜ばしいことです。亘理町としてこれまで以上に復興の加速を図り、一日も早い「新生わたり」の実現に努めて参ります。



〈図 -6〉 石井国土交通大臣による挨拶

続いて、松居仙台河川国道事務所の事業経過説明と続き、地域を代表して岩沼市寺島地区の菅原清様から河川堤防に関する想いの発表〈図 -7〉、事業完成を記念してくす玉開披と銘板除幕を行い、閉式しました。〈図 -8〉



〈図 -7〉 地域の代表「菅原 様」による発表



〈図 -8〉 くす玉開披及び銘板除幕の様子

閉式後は、完成式のエンディングとして岩沼市吹奏楽団による「花は咲く」などを演奏いただきました。

〈図 -9〉



〈図 -9〉 岩沼市吹奏楽団によるエンディング

午後からは、岩沼市寺島地区において石井大臣や地域の方々のご出席のもと、寺島堤防の碑除幕式を行いました。この碑は、東日本大震災の津波が来襲した際、阿武隈川の寺島堤防に地区の方々が避難して多くの命が救われたことを後世へ伝えるために地元岩沼市と連携して建立した石碑です。〈図 -10〉



〈図 -10〉 寺島堤防の碑除幕後の集合写真

また、亘理町および岩沼市の復興状況について、ご視察いただきました。〈図 -11、12〉



〈図 -11〉 亘理町の復興状況ご視察の様子



〈図 -12〉 岩沼市の復興状況ご視察の様子

4. おわりに

東日本大震災から6年が経過し、阿武隈川河口部の復旧・復興事業の進捗とともに、宮城県が管理する貞山運河(五間堀川)の河川管理施設の復旧・復興事業が鋭意進められています。

また、岩沼市においては防災集団移転事業、臨空工業団地の整備や市道空港三軒茶屋線の嵩上げ工事などが、亘理町においては防災集団移転事業、いちご団地の復興や町道本堀添線の嵩上げ工事などが進められており、沿川地域の復旧・復興、まちづくりも着実に進み震災以前の賑わいを取り戻しつつあるとともに、新たな津波防災体制も整備されつつあります。

今後も防災公園の整備など新たな津波防災体制も整備されつつあり、市町のまちづくりと連携し、人と川との良好な環境づくりに配慮し、事業を進めて参ります。

水防月間について

— 洪水から守ろうみんなの地域 —

5 月 1 日～ 5 月 31 日（北海道 6 月 1 日～ 6 月 30 日）

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課水防企画室

5 月 1 日から 5 月 31 日（北海道は 6 月 1 日から 6 月 30 日）は、水防の意義及び重要性についてご理解を深めていただくための「水防月間」です。

我が国は、地形、気象などの自然的条件に加え、河川流域の急速な開発という社会的要因により、洪水等による災害が起こりやすい環境にあり、毎年、豪雨や台風などにより幾多の尊い人命と多くの資産が失われております。

昨年も 6 月の梅雨前線による豪雨、台風第 7 号を始めとする一連の台風等、各地で甚大な被害が生じました。

これまでの想定を超える浸水被害が多数発生する中、安全で安心できる地域社会を実現するためには、水防団、消防団による水防活動に加え、河川管理者との連携、ハザードマップを活用した避難確保の取組、事業者や自主防災組織等による水防への参加など、「地域の防災力」の強化がより重要です。

国土交通省では、関係機関とともに、国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止又は軽減に資することを目的として水防月間を定めております。

水防月間中においては、ポスター、リーフレット等を活用して広報活動を積極的に展開し、都道府県、水防管理団体（市町村等）とともに、出水を想定した水防演習や情報伝達訓練の実施、水防資機材・河川管理施設等の点検・整備を行うほか、水防に関する展示会、講習会等の行事を全国各地において開催することとしております。

水防は、皆様の協力を得ることによって、その効果を最大限に発揮できるものであり、皆様の積極的なご参加とともに、「水防月間」へのご理解とご協力をお願いいたします。

平成 29 年度水防月間実施要綱

1. 目的

水防月間の実施は、水害から国民の生命と財産を守るため、国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止又は軽減に資すること及び出水期を前にした水防体制の強化を図ることを目的とする。

2. 期間

平成 29 年 5 月 1 日（月）から平成 29 年 5 月 31 日（水）まで
（北海道にあっては、平成 29 年 6 月 1 日（木）から平成 29 年 6 月 30 日（金）まで）

3. 主催

国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体（市町村等）

4. 後援

防衛省、警察庁、総務省消防庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本放送協会、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本民間放送連盟、日本赤十字社

5. 協賛

全国水防管理団体連合会、公益社団法人日本河川協会、全国治水期成同盟会連合会、一般社団法人建設広報協会、一般社団法人全国海岸協会、公益社団法人全国防災協会、一般財団法人河川情報センター、全国建設弘済協議会

6. 運動のテーマ

洪水から守ろうみんなの地域

7. 月間の重点

(1) 水防の重要性の普及と水防訓練の実施

※特に、防災関係機関をはじめ地域住民・企業等多様な主体が参加する水防訓練の実施

(2) 水防体制の強化

※特に、水防警報等の情報伝達体制の確保及び重要水防箇所の周知徹底

(3) 河川管理施設等の巡視、点検及び整備等

※特に、堤防、護岸、堰、水門、樋門、閘門等の点検整備

8. 実施要領

水防管理団体、国及び都道府県（以下「水防管理団体等」という。）は、出水期を前にしたこの月間内に、以下の活動を実施するよう努めるものとする。

I 水防の重要性の普及と水防訓練の実施

(1) 広報活動等の推進

- ① 水防管理団体等は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道関係機関の協力のもと、インターネット、広報誌、ポスター、パンフレット等を活用し、水防の意義及び重要性並びに水防月間の趣旨が地域住民等に十分に普及・浸透するよう、効率的、効果的な広報活動を実施すること。
- ② 水防管理団体等は、洪水、内水、高潮、津波等による水災に対する住民等の防災意識の向上を図るため、水防に関する講演会、シンポジウム、展示会、水防学校等の各種行事を実施すること。
- ③ 国及び都道府県は、想定最大規模の外力に関する浸水想定区域の早期公表とともに、市町村と連携し市街地・住宅街等における想定浸水深等の表示の推進に努めること。
また、想定最大規模の洪水により家屋が倒壊・流出するおそれがある区域の早期公表に努めること。その際、市町村と連携し説明会を開催すること等により住民への周知を徹底すること。
- ④ 水防管理団体等は、水災時の浸水想定区域内の住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、ハザードマップ等の周知徹底を図る。
- ⑤ 水防管理団体等は、浸水想定区域及びハザードマップにより、不特定かつ多数の者が利用する地下街・地下鉄やそれらに接続するビル等の所有者又は管理者に対して、自らの地下街等の浸水リスクについて確認するよう周知するとともに、市町村にあっては市町村地域防災計画に定める必要

があるものについて追加するよう努めること。

また、市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等の所有者又は管理者に対して、利用者の避難確保や浸水防止の計画作成や訓練の実施、自衛水防組織の設置が推進されるよう積極的に働きかけること。

- ⑥ 水防管理団体等は、洪水に対しリスクが高い区間について、ホームページへの掲載や市町村の広報等を通じて、住民等への周知の徹底を図ること。
- ⑦ 水防管理団体等は、水防団員の確保のための住民、企業、団体への積極的な広報活動や協力依頼等を実施すること。
また、サラリーマンである水防団員が支障なく水防活動に従事できるように、水防活動時の休暇の取扱いについての配慮等所属事業所等への理解、協力等の積極的な働きかけを実施すること。
- ⑧ 水防管理団体等は、水防活動への従事や水防体制の整備、水防思想・水防技術の普及・伝承等水防に関し顕著な功績のあった個人又は団体に対する表彰を実施するとともに、市町村の広報誌に掲載する等により、広く周知すること。

(2) 水防訓練等の実施

- ① 水防管理団体等は、河川管理者をはじめ警察、消防、自衛隊等の関係機関と協力した洪水時における相互の連携による水防体制の強化、水防団・消防団の水防工法・技術の習得・向上、住民の水防に関する基本的考え方の普及や水防意識等の高揚を図るため、水防訓練を実施すること。
- ② 水防訓練の実施に際しては、小学校児童や中高大学生を含む多くの地域住民、企業、NPO 等に参加を呼び掛けるとともに、複合災害等も想定した実践的な訓練となるよう努めること。
- ③ 水防管理団体等は、洪水等による水災時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、ハザードマップ等を活用した住民参加による避難訓練を実施すること。
なお、訓練は、可能な限り高齢者や障害者等の要配慮者本人の参加を得て実施するとともに、夜間の避難等も想定して危険箇所の発見に努めるなど、実践的な訓練となるよう努めること。
- ④ 水防管理団体等は、市町村地域防災計画に位置づけられた地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の管理者等が行う、施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸

水防止のための訓練の支援に努めること。

- ⑤ 水防管理団体等は、必要に応じ水防専門家派遣制度を活用し、水防に関する高度な知識及び技能の習得が図られるよう水防研修会等における講義、討論、実習等研修内容の充実に努めること。

II 水防体制の強化

(1) 水防警報等の情報伝達体制の確保

水防管理団体等は、水防警報、洪水予報、特別警戒水位到達情報等の水防情報の迅速かつ的確な伝達を図るため、関係各機関との通信及び連絡に必要な機器及び施設の点検整備を行うとともに、量水標管理者、水防団及び消防機関を含め、総合的な情報伝達演習を行うこと。特に、洪水時における通信機能の低下や混乱に備えた無線機器による情報伝達訓練及び避難勧告等の発令に係る情報伝達訓練を実施すること。

市町村にあっては、住民及び市町村地域防災計画に位置付けられた地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の管理者等又は自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等及び避難勧告等の確実な伝達を図るため、情報伝達訓練を実施するとともに、平成 28 年 12 月に「避難準備情報」の名称が「避難準備・高齢者等避難開始」へ変更されたことを含め、伝達する各情報の意味すること等について、周知を図ること。

(2) 水防資器材の点検、整備

水防管理団体等は、水防資器材の点検を行い、地域や河川の特性を踏まえた資器材の整備を図るとともに、整備結果等を踏まえて水防計画の見直しを行うこと。

(3) 重要水防箇所の周知徹底等

河川管理者は、洪水時に迅速かつ的確な水防活動の実施が図られるよう、水防管理団体、水防団、自治会等と共同巡視を行い、重要水防箇所の周知徹底を図ること。また、氾濫危険水位を設定した箇所の水位と水位観測所等の水位との関係や、氾濫危険水位を設定した箇所毎の想定される浸水区域、浸透・侵食に関して特に注意を要する箇所等、水防に必要な情報共有を行うこと。

(4) 河川管理と水防の連携強化

河川管理者は、水防管理団体に対し、人員の応援や資器材の提供、水防管理団体が実施する水防訓練への参加等、水防活動への協力体制を確保するこ

と。

(5) 水防活動従事者の安全確保

水防管理団体等は、水防活動従事者の安全を確保するため、水防活動従事者の退避ルールの確立に努めるとともに、水防訓練等の機会を利用して無線通信機器やライフジャケット等安全装備の点検・整備を実施すること。

(6) 水防協力団体制度等の活用

水防管理団体等は、自主防災組織や企業等に水防協力団体制度や地区防災計画制度の活用を提案することにより、水防への参画を促すこと。

III 河川管理施設等の巡視、点検及び整備等

水防管理者等は、河川、海岸堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求め、河川管理者等においては、一層嚴重に河川等を巡視するとともに、管理する施設及び許可工作物の安全性について点検し、以下について実施すること。

- (1) 危険と思われる河川管理施設等については、速やかに補強工事その他の適切な措置を講ずること。
- (2) 許可工作物については施設管理者による点検、整備を十分行わせるとともに、その状況について河川管理者への報告を求め、施設管理者の立会いのもと、点検の結果を確認する等適切な指導監督を行うこと。
- (3) 堤防、護岸等については、損傷や変形、浸透・侵食など施設の状態を確認するとともに、近年の集中豪雨による災害等最近の災害に係る被災箇所については、嚴重な警戒を行うこと。
- (4) 堰、水門、樋門、閘門等の工作物のゲートの開閉状況、取付護岸の維持状況、樋門周辺の空洞化状況及び下流側の河床低下の状況等について重点的な点検を行うこと。

なお、津波時や整備水準を上回る洪水、高潮時において、水門等を操作できない状況が生じる場合があるので、河川管理者は、こうした状況においても被害が最小限となるよう、水門等の状況や操作の考え方について、水防関係者等に十分に説明するとともに、それらの実態に即した防災訓練を実施するなど、住民への周知を図ること。

● 平成 29 年度総合水防演習実施予定

地整名	演習名	実施日	実施場所
北海道	釧路川総合水防演習・広域連携防災訓練	6月17日(土)	釧路川水系釧路川 (北海道川上郡標茶町ルラン地先)
東北	雄物川総合水防演習	5月28日(日)	雄物川水系雄物川 (秋田県秋田市茨島地先)
関東	第66回利根川水系連合・総合水防演習	5月20日(土)	利根川水系利根川 (埼玉県加須市新川通地先)
北陸	荒川総合水防演習	5月27日(土)	荒川水系荒川 (新潟県村上市荒川緑新田地先)
中部	狩野川連合総合水防演習・広域連携防災訓練	5月14日(日)	狩野川水系狩野川 (静岡県三島市長伏地先)
近畿	大和川水防・大阪府地域防災総合演習	5月13日(土)	大和川水系大和川 (大阪府藤井寺市市川北地先)
中国	天神川総合水防演習	5月28日(日)	天神川水系天神川 (鳥取県倉吉市東巖城町地先)
四国	吉野川・那珂川合同総合水防演習	5月21日(日)	吉野川水系吉野川 (徳島県徳島市住吉地先)
九州	本明川総合水防演習	5月14日(日)	本明川水系本明川 (長崎県諫早市八天町地先)